

COSMIC-BB サービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 株式会社ファイバークエスト(以下「当社」といいます)は、この COSMIC-BB サービス契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これにより COSMIC-BB サービスを提供します。

2. 当社は、COSMIC -BB サービスに付帯するサービス(以下「付帯サービス」といいます。)をこの約款により提供します。

(約款の変更等)

第2条 当社は以下の場合に、当社の裁量により、約款を変更することができます。当社の裁量において変更を行うものは以下の通りとします。

(1) 約款の変更が、お客様の一般の利益に適合するとき。

(2) 約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2. 当社は前項の約款変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、約款を変更する旨及び変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット利用その他の適切な方法により周知する。

3. 約款の変更以降にお客様が COSMIC-BB サービスを利用したときは、お客様は、約款の変更に同意したものとみなし、サービスの提供条件は、当社のウェブサイトに掲載されている最新版の本約款によるものとします。ただし、以下の場合にはお客様へ事前に通知するものとします。

(1) サービス料金に変更となるとき。

(2) サービスの休止・全終了となるとき。

(3) その他変更することにより、お客様が不利益を被ると判断されるもの。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線	電気通信設備たる回線
人工衛星	当社が借用する人工衛星(他社の専有部分を除きます。)
トランスポンダ	人工衛星に搭載された本サービスの提供に係る電波中継器(送受信アンテナを含みます。)
インターネット接続網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号、音響又は映像の伝送を行う為の電気津伸回線設備(送信の場所と受

	信の場所との間を接続する電装設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。)
Cosmic-BB サービス	次に掲げるサービスの種別の総称 1. COSMIC-BB サービス BCP 対策スタンダードプラン (以下「BCP プラン」といいます。) 2. COSMIC-BB サービス BCP 対策プレミアムプラン (以下「プレミアムプラン」といいます。)
契約	COSMIC-BB サービスに係る契約
契約者	当社と COSMIC-BB サービスに係る契約を締結している者
トラフィック	利用回線の利用状況
利用回線	利用契約に基づき Cosmic-BB サービスの用に供する電気通信回線
端末設備	利用回線の一端に接続される電気通信設備であって、場所が他の部分の設備場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者(電気通信事業法第 9 条第 1 項の登録を受けたもの及び事業法第 16 条第 1 項の規定に基づき届出をした者をいいます。以下同じとします。)以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
無線設備	無線電信、無線電話その他電波を送り又は受けるための電氣的設備
無線局	電波法(昭和 25 年法律第 131 号。以下「電波法」といいます。)に規定される無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体。ただし、受信のみを目的とするものは除く
人工衛星局	サービスの提供に係る、電波法施行規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号。以下「電波法施工規則」といいます。)に規定される人工衛星に開設する無線局
地球局	COSMIC-BB サービスの提供に係る、電波法施行規則に規定される人工衛星と通信を行うため地表に開設する無線局
地球局設備	COSMIC-BB サービス提供に係る地球局の無線設備で、アンテナから信号処理装置にいたる設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
HUB 設備	当社が設置し運用する COSMIC-BB サービスの提供に係る監視及び制御を行う地球局設備
ユーザーターミナル	COSMIC-BB サービスを利用するために COSMIC-BB サービス契約者が据付ける地球局
ユーザーターミナル設備	VSAT 地球局の無線設備で、アンテナから IDU までの設備及び専らこれらの設備に使用される付属設備
消費税相当額	消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 COSMIC-BB サービスの内容

(COSMIC-BB サービスの内容)

第4条 COSMIC-BB サービスの内容には、次の種別があります。

種 類	内 容
BCP 対策スタンダードプラン	インターネット接続、通話サービス(オプション)の各サービス内容を提供し、ユーザーターミナル設備への伝送方向及び他の伝送方向についての最大伝送速度を当社が指定するもの
BCP 対策プレミアムプラン	BCP 対策スタンダードプランと同様であるが、品目が異なるもので、料金表に記載されたオプションサービスを利用することが可能なもの (弊社で敷設したインターネット回線を含む)

(サービス提供区域)

第5条 COSMIC-BB サービスのサービス提供区域は、日本全国とします。ただし、サービス提供区域内であっても使用状況や契約数の状況によって契約を制限する場合があります。

(HUB 設備)

第6条 当社は、当社の責任と負担において仕様を決定し、調達し、日本国内に据付けた HUB 設備を使用して本サービスを提供します。

2. 当社は、HUB 設備の仕様及び据付け場所を変更することがあります。

(COSMIC-BB サービスに係る利用回線の一端)

第7条 当社は、契約者が指定する地点に COSMIC-BB サービスに係るユーザーターミナル設備を設置し、それを利用回線の一端とします。

2. 当社は、前項の地点を定めるときは契約者と協議します。

3. ユーザーターミナルは、当社指定の機器とします。

(無線従事者の選任)

第8条 当社で設置する衛星通信サービスの提供に係るユーザーターミナルの開通及び操作は、当社が開催する講習会での試験に合格し、認定資格を取得した者が行います。ただし、電波法及び電波法関連諸規則に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

(使用する周波数)

第9条 COSMIC-BB サービスに使用する周波数は総務省発行特定無線局免許状に従い、衛星回線提供元が指定します。

第3章 契約

(契約の単位)

第10条 当社は、契約者回線ごとに1回線のCOSMIC-BBサービス契約を締結します。この場合、1回線のサービス契約につき、契約者は1人とします。

(申込みの方法)

第11条 COSMIC-BBサービスをご利用いただくにあたり、次に掲げる事項を記載した当社所定のCOSMIC-BBサービス契約申込書を提出していただきます。

- (1) 衛星通信サービスの品目
- (2) 利用開始希望日及び利用期間
- (3) 契約者設備の概要、数、設置場所又は設置予定場所
- (4) 通信方式
- (5) 付帯サービスへの加入の有無及びその内容
- (6) その他申込の内容を特定するための事項

(サービス契約申込みの承諾)

第12条 当社は、COSMIC-BBサービス契約の申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、受領した申込書に不備があった場合又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その申込みの承諾を延長することがあります。
3. 当社は、前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 第11条(申込みの方法)に基づき提出された申込書又はその他の書類に不備があるとき。
 - (2) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
 - (3) 申込みのあった利用開始希望日に衛星通信サービスの提供の開始ができないとき。
 - (4) 申込みのあった衛星通信サービスを提供するために使用する電気通信設備が無いとき。
 - (5) 当社の定める重要事項説明に同意いただけないとき。
 - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(最低利用期間)

第13条 当社はユーザーターミナルごとに最低利用期間を定めます。

2. BCPプランについては、第14条(サービス利用開始日等)に規定するユーザーターミナル設備ごとのユーザーターミナル設備開始日から60ヶ月となる日が属する月の末日とします。
3. その他サービスの最低利用期間は、第14条(サービス利用開始日等)に規定するユーザーターミナル設備ごとのユーザーターミナル設備開始日から12ヶ月となる日が属する月の末日とします。
4. 利用期間を更新する場合は、契約者は利用期間満了日の2ヶ月前までに当社へ通知することにより、当社所定の手続後、利用期間満了日の翌日から更に5年間更新することができます。

(サービス利用開始日等)

第14条 当社は1回線のCOSMIC-BB サービス契約について、提供に係る電気通信設備の有無や無線局免許の取得の見込み等を考慮し、契約者と協議の上で利用開始日を定めます。ユーザーターミナル設備の設置及び開通が完了した日をCOSMIC-BB サービスの利用開始日(以下「サービス利用開始日」といいます。)とします。

(契約者情報の変更の届出)

第15条 契約者は、契約者氏名や、住所、メールアドレス又は別に定める請求書の送付先の変更が生じた場合は、変更希望月の前月10日までに当社の指定する申込書にて速やかに届け出ていただきます。11日以降に受理した場合、翌々月1日からの変更となります。

2. 届出があったときは、当社はその届出のあった内容の確認連絡をさせていただくことがあります。又、申込書に記載のない項目の変更に関しては一切対応できません。

(ユーザーターミナル設備の設置場所の変更の請求)

第16条 契約者は、ユーザーターミナル設備の数及び設置場所の変更の請求ができます。

2. ユーザーターミナル設備の数及び設置場所の変更の請求をする場合、契約者は当社の指定する申込書にて変更の請求をしていただきます。
3. 当社は設置場所の地点又は変更の実施日を定めるときは、申込書に記載された内容を基準として、契約者と協議します。

(その他の利用契約に関する事項の請求)

第17条 契約者は、その他の利用契約に関する事項の変更の請求ができます。

2. その他の利用契約に関する事項について変更を行う場合は、当社はその変更内容等について契約者と協議して定めます。

(変更の請求に対する承諾)

第18条 当社は、第15条(契約者情報の変更の届出)から前条(その他の利用契約に関する事項の変更の請求)までの規定に基づいて利用契約事項の変更の請求があったときは、第12条(サービス契約申込みの承諾)および第14条(サービス利用開始日等)の規定に準じて承諾します。

(契約者が行うサービス契約の解除)

第19条 契約者は、COSMIC-BB サービス契約を解除しようとするときは、当社所定のCOSMIC-BB サービス解約申込書を期日までに提出いただくことによって、利用契約を解除することができます。但し、第13条最低利用期間内の場合は、第34条規定の違約金が発生します。

2. COSMIC-BB サービス契約の解除を希望する場合、解除希望月の前月10日までにCOSMIC-BB サービス解約申込書にて速やかに届け出ていただきます。11日以降に受理した場合は、翌月末日をもって本契約は解約となり、契約者は翌月の月額料金の支払い義務が発生します。

(当社が行うサービス契約の解除)

第20条 当社は、次のいずれかの場合には、契約を解除することがあります。

- (1) 契約者が当社に提出した利用申し込みの内容が事実と相違していることが判明したとき。
 - (2) 契約者が約款の規定に基づき支払うべき料金その他債務について、当社の定める支払期日までに支払わず、当社が相当の期間を定めて支払いの履行の催告を行ったにも拘らず、当該料金又は債務を支払わなかったとき。
 - (3) 第26条(サービス提供の停止)の規定に基づく本サービスの提供の停止をした場合で停止期間が14日以上となったとき。
 - (4) トランスポンダに障害が発生し、そのトランスポンダ以外のトランスポンダによっても、利用契約で定めた利用契約事項による本サービスの提供ができず、かつ利用契約で定めた利用契約事項による本サービスの提供もできないとき。
 - (5) 当社の電気通信設備に障害が発生し、利用契約で定めた利用契約事項と異なる利用契約事項による本サービスの提供もできないとき。
2. 当社は、前項第1号、第2号、第3号の規定により利用契約を解除するときは、あらかじめ契約者にその旨を書面で通知します。前項第4号、第5号の規定によるときは、その時に取れる最善の方法で通知します。
 3. 当社は、第26条(サービス提供の停止)の全項の各号の規定のいずれかに該当する場合で、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと当社が認めたとき、本サービスの提供の停止をしないで、書面による通知によって、直ちに利用契約を解除することがあります。

(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)

第21条 当社は、トランスポンダに障害が発生したため又はHUB設備に障害が発生したためCOSMIC-BB サービスを提供できない場合において、利用契約に定めた利用契約事項と異なる利用契約事項によってCOSMIC-BB サービスを提供できるときは、契約者にその旨を書面で通知します。

2. 契約者は、当社からその通知を受けたときは、通知受領後30日以内にその利用契約の利用契約事項の変更への請求をしていただきます。

(他人利用等)

第22条 契約者が、本サービスを契約者以外の者に利用させる場合、その利用者をあらかじめ当社に書面にて届け出ていただきます。又、その利用者を変更する場合も、あらかじめ当社に書面にて届け出ていただきます。

2. 契約者が、本サービスを契約者以外の者に利用させる場合は、この約款に基づく利用契約者の義務はその利用者にも適用されます。又契約者はその利用者が本サービスの利用に関連してなす一切の行為について、当社に対してその責任を負っていただきます。

第4章 付帯サービスの提供

(付帯サービスの提供と付帯サービス料の支払い義務)

第23条 当社は、利用契約者から請求があったときは、その契約者回線を利用した付帯サービスを提供します。
この場合の、付帯サービスに関する料金等その他提供条件については、当社が別で定めるところによります。

2. 各付帯サービスの請求があったときは、当社はその請求のあった内容の確認連絡をさせていただくことがあります。
3. 契約者は、サービス利用開始日から契約解除日までの期間について、料金表第2表に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。
4. 契約者は、第26条(サービス提供の停止)の規定に基づくサービスの提供の停止の期間においても料金表第2表に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。

(付帯サービスの提供停止)

第24条 当社は、第26条(サービス提供の停止)に規定する本サービス回線の停止を行ったときは、付帯サービスの提供も停止(一時的に利用及び適応できないようにすることをいいます。)をします。

第5章 COSMIC-BB サービスの提供の中止及び停止

(サービス提供の中止)

第25条 当社は、次のいずれかの場合には、COSMIC-BB サービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。

- (1) 通信維持のために必要であると判断した場合に、当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 回線数が増えることにより現契約者の通信確保が難しいと判断したとき。
2. 当社は、前項の規定により COSMIC-BB サービスの全部又は一部の提供を中止するときは、あらかじめこの旨を通知します。ただし、早急に対応しなければ契約者の通信に大きく影響を及ぼす等、緊急性が高いと判断した場合は、この限りではありません。

(サービス提供の停止及び休止)

第26条 当社は、利用契約者が次のいずれかに該当する場合、その事実が解消されるまで、COSMIC-BB サービスの全部又は一部の提供を停止することがあります。

- (1) 利用契約者が規定により支払うべき料金その他債務について、当社の定める支払期日までに支払わなかったとき。
- (2) 第47条(通信の秘密の保護)の規定に違反したとき。
- (3) 第50条(電波干渉に要する工事)の規定に違反したとき。
- (4) 当社が指定するトランスポンダ、周波数、帯域幅及び電力を遵守しないとき。
- (5) 利用契約に定める利用回線の構成等に関する事項を遵守しないとき。
- (6) ユーザーターミナル設備等に関し、技術条件等を遵守しないとき。

- (7) ユーザーターミナル設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備に異常がある場合その他サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はこの検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備又は自営電気通信設備をユーザーターミナル設備から取り外さなかったとき。
 - (8) 第22条(他人利用等)の規定に違反したとき。
 - (9) 第46条(利用に係る契約者の義務)に違反したとき。
 - (10) 利用契約者のユーザーターミナル設備が、当社又は他社の人工衛星や他の契約者の電気通信設備に対して電波干渉を与えている又は与えている恐れがあるとき。
2. 当社は、前項の規定により COSMIC-BB サービスの全部又は一部の提供を停止するときは、あらかじめ、その理由、停止する日を契約者へ通知します。ただし、早急に対応しなければ契約者の通信に大きく影響を及ぼす等、緊急性が高いと判断した場合は、この限りではありません。
 3. 契約者は一定期間サービスを使用しない場合、当社の指定する休止申込書を提出することでサービスを一時停止する休止をすることができます。ただし、休止可能期間は休止開始日より1年以内とし、1年を経過しても再開の届出が無かった場合は、自動解約となります。
 4. 最低利用期間内に休止をして自動解約となった場合、第39条(違約金)の規定に従い、休止期間満了後に違約金を請求します。

(サービスの種別及び品目の廃止・変更)

第27条 当社は、COSMIC-BB サービスの種別及び品目を廃止、変更することがあります。

2. 当社は、前項の規定により特定の種別及び品目を廃止、変更するときは、当該品目等のサービスを利用している契約者に対し、事前に通知するものとします。

第6章 他社回線との接続

(他社回線の接続)

第28条 契約者は、利用回線の一端において、又は利用回線の一端に接続されている電気通信設備を介して、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を記載した所定の書面を当社に提出していただきます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第7章 通信利用の制限等

(COSMIC-BB サービス利用の制限)

第29条 当社は、天災、地変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる期間に設置されている利用回線(当社がこれらの期間との協議により定めたものに限りません。)以外の COSMIC-BB サービス利用による回線の利用を制限する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関(会場保安機関を含みます。以下同じとします。)
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
新聞社の機関
放送事業者の機関
通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

(トラフィックの制限等)

第30条 当社は、契約者の COSMIC-BB サービスの利用形態が、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼし、全ユーザー様への一定の通信品質の確保が難しいと当社が認めるとき、通信の最適化を目的として、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

2. 通信品質及びネットワーク利用の公平性確保のために、パッケージごとにフェアアクセスポリシーを導入します。なお、フェアアクセスポリシーが適用となった場合でも、通信の切断は行いません。
3. 契約者の利用形態が一定期間内に機械的又は連続的に長時間の通信があり、それにより電気通信サービスの円滑な提供に支障を生じるおそれがあると当社が認めた場合には、当社は契約者回線からの通信の利用をフェアアクセスポリシー適用後の通信速度を下回る速度に制限することがあります。

第8章 料金等

(料金)

第31条 当社が提供する COSMIC-BB サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

(サービス利用料の支払い義務)

第32条 契約者は、サービス利用開始日から契約解除日までの期間について、料金表第1表に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。但し支払開始月は料金表通則5条1項によります。

2. 契約者は、第26条(サービス提供の停止)の規定に基づくサービスの提供の停止の期間においても料金表第1表に規定する月額サービス利用料を支払っていただきます。

(VSAT 登録費用の支払い義務)

第33条 第11条(申込みの方法)に基づき利用契約の申込みを行い、当社が第12条(サービス契約申込みの承諾)の規定に基づき申込みを承諾したとき、又は契約者が第16条(ユーザーターミナル設備の設置場所の変更の請求)に基づき、ユーザーターミナル設備の数の増加について変更の請求をした場合で、第18条(変更の請求に対する承諾)の規定に基づきその請求を承諾したときは、料金表第3表に規定するVSAT 登録費用を支払っていただきます。

(最低利用期間内または一括前払いでの解約手数料の支払い義務)

第34条 契約者は、第13条(最低利用期間)に基づき、最低利用期間内で第19条(契約者が行うサービス契約の解除)の規定に基づき解除の請求があった場合で当社が承諾したときは、料金表第4表に規定する解約手数料を支払っていただきます。

2. 前受け金としてお支払いいただいている場合は、解約後の残金から解約手数料を引いた金額を返金します。その際の支払い手数料は契約者の負担とします。

3. BCP プランについては、パッケージ商品として5年間使用する権利を付与しているものであり、途中解約された場合はその権利も放棄されるため、返金の対象ではありません。

(工事に関する支払い義務)

第35条 契約者は、サービス申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けた時は、当社及び販売代理店より作成された見積書に記載された金額の工事等に関する費用を支払っていただきます。

2. 工事の着手後完了前に解除があった場合は、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、当社が算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額となります。

(料金の計算方法等)

第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表に定めるところによります。

(割増金)

第37条 契約者は、料金その他の債務の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに当社の定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第38条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日から翌日から起算して支払日の前日までの期間について年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに当社の定める方法により支払っていただきます。

(違約金)

第39条 契約者は、当社が第26条（サービス提供の停止）の規定に基づき契約者に本サービスの提供の停止を通知したにも拘らず、停止しなければならない時刻を経過しても利用を停止しないときは、料金表第5表に規定する違約金を支払っていただきます。

第9章 保守

(地球局の検査及びユーザーターミナル設備の点検)

第40条 当社は、電波法及び電波法諸関連規則に基づき地球局の検査を受けようとするとき、又は保守のために地球局設備等を点検しようとするときは、あらかじめ、その期日を契約者に通知します。

2. 契約者は、前項の通知があったときは、その検査及び点検に応じなければなりません。

(契約者の維持責任)

第41条 契約者は、ユーザーターミナル設備に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備を技術的基準等に適合するよう維持していただきます。

2. 契約者が行うユーザーターミナル設備の保守に要する費用は、契約者が一切負担するものとします。

3. 契約者が行うユーザーターミナル設備の工事、修理又は復旧に要する費用は契約者が一切負担するものとします。

4. 第2項及び第3項について、当社のオプションサービスである保守対応サービス及び機器保証延長サービスに加入の場合は別に定める規約が適応となります。

(サービスが利用できない場合の対応)

第42条 契約者は、COSMIC-BB サービスを利用することができなくなった場合は、自営端末設備又は自営電気通信設備に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をしていただきます。

2. 当社は、前項の契約者による確認に際して、契約者から要請があったときは、当社が別に定める方法により確認を行い、その結果を契約者へ通知します。

3. 当社は、前項の確認により COSMIC-BB サービスの提供に係る当社の電気通信設備に故障が無いと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した場合は、契約者にその派遣に要した費用に消費税相当額を加算した額を請求することがあります。

(修理又は復旧の順位)

第43条 当社は、利用回線が故障し又は紛失した場合に、その全部を修理し復旧することができないときは、第29条(本サービス利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその利用回線を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の利用回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りま。

順位	修理又は復旧する利用回線
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 警察機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの共有の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 新聞社の機関に設置されるもの 放送事業者の機関に設置されるもの 通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国又は地方公共団体の機関に設置されるもの
3	第1順位、第2順位に該当しないもの

第10章 損害賠償等

(責任の制限)

第44条 当社は、契約に係る COSMIC-BB サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその全部又は一部の提供をしなかったときは、その COSMIC-BB サービスの全部又は一部に係る利用回線が全く利用できない状態(その利用回線によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害を賠償しま

す。

2. 前項の場合において、当社は、COSMIC-BB サービス等が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、月額サービス利用料(その COSMIC-BB サービスの一部を提供しなかった場合は、その部分に係る月額サービス利用料)を契約者の被った被害とみなし、その額に限り賠償します。
3. 当社は、トランスポンダに障害が発生したため又は HUB 設備に障害が発生したため、第21条(トランスポンダ障害等に伴う利用契約事項の変更)の規定に基づき、利用契約の変更を行う場合であって、第1項該当するときは、利用回線が全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻から同条の規定に基づき契約者が当社から利用契約の変更の通知を受領した時刻までの期間に限り、前2項の規定を準用して契約者の損害を賠償します。
4. 前2項の場合において、利用回線が全く利用できない状態が連続した時間に対する料金の額の算出にあたっては、料金表通則6(月額料金の日割り)第2号及び料金表通則7(端末処理)の規定に準じて取扱います。
5. 第1項及び第3項の場合において、当社の故意又は重大な過失により COSMIC-BB サービスを提供しなかったときは、第2項及び前項の規定は適用しません。

(免責)

第45条 当社は、COSMIC-BB サービスの提供の開始が利用契約に定めたサービス利用開始日より遅れた場合であっても、前条(責任の制限)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

2. 当社は、当社が行うユーザーターミナル設備の追加、変更、交換、修理、復旧、移転又は撤去の工事にあたって、契約者(第22条(他人利用等)の規定に基づき COSMIC-BB サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)の土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合でも、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。
3. 当社は、この約款又は利用回線端末等の接続の技術的条件の規定の変更により契約者が自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については一切負担しません。
4. 当社は、通常損害、特別損害、拡大損害、間接損害等名目の如何を問わず、通信の切断に伴う契約者(第22条(他人利用等)の規定に基づき COSMIC-BB サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)が被る回線費用以外の一切の賠償責任を負いません。
5. 当社は、通信先の機器や運営者が別途定める接続基準やジオロケーション等の制限等により、通信が切断・遅延・速度等のいかなる理由に伴う不具合が発生した場合であっても、前条(責任の制限)の規定に基づく損害賠償責任を負わず、又契約者がこれによって被る損害に対しても一切の賠償責任を負いません。

第11章 その他の提供条件

(利用に係る契約者の義務)

第46条 契約者は、COSMIC-BB サービスを利用するにあたって、次の各号の行為について行わないことを厳

守しなければなりません。

- (1) 端末設備を無断で取り外し、分解し、若しくは破損する行為
- (2) 当社の設備に蓄積された情報を不正に書き換え、又は削除する行為
- (3) 当社もしくは他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を侵害する行為
- (4) 他社の財産、プライバシーもしくは肖像権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (5) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売春等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (6) 他社を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他社への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
- (7) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信又は表示する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告の表示又は送信する行為
- (8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はそれを勧誘する行為、あるいは詐欺的な商品、製品サービスを販売又は勧誘を行う行為
- (9) 他社になりすましてサービスを利用する行為
- (10) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信または掲載する行為
- (11) ストーカー行為等の規制などに関する法律に違反する行為
- (12) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を直接的かつ明示的に請負し、仲介し又は誘引する行為
- (13) 人の殺害現場の画像等の残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (14) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為
- (15) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (16) 他社の設備等又はインターネット接続用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
- (17) 上記各号の他、法令または本約款および本契約に違反する行為

(通信の秘密の保護)

第47条 当社は、通信の秘密が侵されるおそれがある場合であって、当社が必要と認めるときは、契約者に COSMIC-BB サービスを利用して伝送する符号、音響又は映像を契約者(第22条(他人利用等)の規定に基づき COSMIC-BB サービスを他人に利用させている場合はその利用者を含みます。)以外の者が傍受できない措置をとっていただくことがあります。

(サービスの提供範囲等)

第48条 COSMIC-BB サービスの提供範囲は、当社の HUB 設備からユーザーターミナル設備とします。契約者と当社との責任分界点は、HUB 設備においては当社が指定する LAN ポートとし、ユーザーターミナル設備においては IDU の LAN ポートまでとします。ただし、インターネット接続においては、HUB 設備とインタ

ーネット網を接続させるための電気通信回線も COSMIC-BB サービスの提供範囲に含みます。

(ユーザーターミナル設備の据付けに関する申請等)

第49条 契約者は、ユーザーターミナル設備の据付けに監視、電波法及び電気通信事業法以外の許認可又はその他の申請等が必要な場合は、契約者の責任と負担において、その申請などを実施していただきます。

(電波干渉に要する工事等)

第50条 契約者は、ユーザーターミナル設備の据付けに際し、電波干渉の調査及び分析、電波干渉防止用フェンスの建築工事その他電波干渉対策を契約者の責任と負担において実施していただきます。

2. 契約者は、ユーザーターミナル設備の据付け後に、前項の電波干渉対策が必要と当社が判断した場合、当社が指定する期日までに、契約者の負担において、電波干渉対策工事その他必要工事を実施していただきます。

(契約者等に係る情報の利用)

第51条 当社は、契約者に係る氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先等又は契約者の情報を、当社及び協定事業者の通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

2. COSMIC-BB サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

(法令に規定する事項)

第52条 COSMIC-BB サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(反社会的勢力の排除)

第53条 契約者及び当社は、次の各号のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証します。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動標ぼうゴロ、社会運動等標ぼうゴロ、又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)であること
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき

関係を有すること

(7) 自ら、または第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術・脅迫的行為、業務妨害行為その他の違法行為を行うこと

2. 契約者及び当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の表明保証に反した場合、相手方に対し、何らの催告を要することなく、また何らの損害賠償義務を負うことなく、直ちに本契約の全部または一部について期限の利益を失わせ、本契約を解除できるものとし、かつ、これにより被った損害の賠償を相手方に対して請求することができるものとします。
3. 前項により本契約を解除された当事者は、これにより損害を被った場合であっても、相手方に対して当該損害の賠償を請求することはできないものとします。
4. 契約者および当社は、本条第1項の表明保証に関し、相手方からの調査に協力し、相手方から求められた事項については、客観的・合理的な範囲のものである限り、これに応じ報告するものとします。

(合意管轄)

第54条 契約者と当社との間で、本約款に関連して訴訟の必要が生じた場合は被告の本店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則 (実施期日)

この約款は、令和3年10月31日から実施します。

附 則 (実施期日)

この約款は、令和3年10月31日から実施します。

令和5年12月31日 改訂

発行元 株式会社ファイバーゲート